

グローバルビジネスと人権:

外国公務員贈賄防止をめぐるグローバルな地殻変動:
アメリカが設計した国際秩序、EU の前進、そして日本の深刻な立ち遅れ

2026 年 5 月
One Asia Lawyers Group
コンプライアンス・ニューズレター
アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

【本稿のポイント】

2026 年 4 月、EU は腐敗防止法制の歴史における画期的な「腐敗防止指令」を最終採択した。同指令は外国公務員を含む広範な腐敗行為を EU 全域で統一的に刑事罰化し、企業には全世界売上高の最大 5%または 4,000 万ユーロという高水準の罰金を科すものである。時期を同じくして、米国司法省（DOJ）はトランプ政権下で FCPA 執行を大幅に縮小した。

しかし、アメリカが一步引いたことは、日本企業が腐敗防止コンプライアンスを軽視して良い理由にはまったくならない。理由は三つある。第一に、EU の執行が強まることで、欧州市場に関わる日本企業は従来以上の規制リスクに直面する。第二に、英国・フランス・スイスは 2025 年 3 月に独自の「国際腐敗防止検察タスクフォース」を結成しており、米国なき後の空白を埋める体制が既に動き始めている。第三に、日本自身が 2024 年改正で「法人 10 億円罰・役員実刑」の体制を整えており、OECD フェーズ 5 審査を前に日本当局の執行強化は不可避の情勢にある。

本稿では、アメリカが設計した国際腐敗防止秩序の成り立ちから、その転換点、EU 新指令の詳細、そして日本の構造的な立ち遅れと企業への実践的含意を順に論じる。

I アメリカが設計した国際秩序——FCPA から OECD 条約へ

外国公務員への贈賄を国際的に規制するという発想は、もともとアメリカから生まれた。その出発点は、1977 年に制定された海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act、FCPA）である。

FCPA の誕生はウォーターゲート事件（1972 年）に端を発する。ニクソン大統領側の民主党本部侵入事件の際に用いられた工作用秘密資金の出所について上院が命じた調査の過程で、多数の多国籍企業が政治資金の捻出のために裏金を設け、海外取引において外国政府高官への賄賂として流用していた実態が明るみに出た。わが国も巻き込んだロッキード事件も FCPA 成立との関係でよく論及される。ロッキード社は連邦政府保証による借入を有していたため、上院の委員会で槍玉に挙げられ、腐敗行為が白日の下にさらされた。当時の米国議会はこれを「国家存亡に関わる問題」と受け止め、刑事制裁を基盤とする強力な法執行の枠組みとして、FCPA を国家安全保障上の優先的な制定法として位置づけた。

FCPA の構造的矛盾と国際協調の必要性

しかし FCPA は制定当初から根本的な矛盾を内包していた。米国企業の海外での贈賄行為を厳格に規制する一方で、欧州をはじめとする他の先進国が同等の規制を持たなかったため、制裁の負担が米国企業に集中し競争上の不利として機能した。当時は「賄賂は取引を促進することにより市場を強化しうる」との学説さえ存在し、多くの西側政府と国際機関がそれに同調していた。また汚職は経済問題ではなく政治問題であるとされ、世界銀行の意思決定手続では受入国政府内の政治問題に触れないこととされていた。

つまり FCPA の強力な執行プログラムを展開するために、米国政府は国際協力を必要としていた。米国国務省は、国際協力を取り付けるための最良のフォーラムは OECD であると最終的に判断し、交渉を主導した。OECD は一般的に拘束力のない決議のみを採択する場であり、この時点において米国が拘束力のある条約を望んでいたかどうかはそもそも明らかではないが、国際協力を獲得する上で OECD が最大の可能性を秘めているように見えた。しかしその OECD においてさえ、米国以外の先進国政府は、外国での贈賄に対する寛大なアプローチを変えるほどの意欲をもっていなかった。外国での贈賄は、米国以外にとっては、緊急に規制する必要のある問題とは認識されていなかった。

この状況を根本的に変えたのが、1990 年代における知的・政策的コンセンサスの転換であった。世界銀行や国際通貨基金等の経済学者や政策立案者は、汚職が開発に与える深刻な負の影響について再評価し始めた。「賄賂は取引を促進することにより市場を強化しうる」という従来の学説は後退し、政府を市場から追い出そうとする代わりに、市場の確立や規制のための政府の建設的な役割に注意が払われるようになった。腐敗は経済成長を阻害し、発展途上国における民主的統治基盤の形成を損なう「開発の敵」として、国際社会に広く認識されるようになったのである。この認識の変化こそが、外国での贈賄を「国内問題」として放置してきた欧州諸国が態度を転換し、条約交渉に応じる下地を作った。

こうして成立したのが、1997 年に採択され 1999 年に発効した「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」（以下、OECD 条約）である。

OECD 条約の核心設計——「機能的同等性」の原則

OECD 条約が採用した設計思想の根幹は、「機能的同等性 (functional equivalence)」の原則である。各国の刑事法制を統一すること自体を目的とせず、異なる法体系のもとで同等の効果が実現されることを求めるという考え方だ。これは実に賢明な現実主義的選択であった。大陸法系・英米法系を問わず、また大統領制・議院内閣制を問わず、自国内に企業および経営陣の刑事責任を認める刑事実体法を有している国であれば、その法制度のまま条約に参加し国際的な腐敗防止捜査に取り組むことができる。条約は各国に「効果的・比例的・抑止力ある制裁」を科すことを義務づけるが、その具体的な形を指定しない。

これにより、フランスは Sapin II 法、英国は Bribery Act、ドイツは改正刑法、日本は不正競争防止法と、それぞれの法制度に即した対応方法を用いながら、国際的な協調の枠組みに参加することを可能にした。条約はさらに、賄賂の損金算入禁止、マネーロンダリング規制との連動、締約国間の司法共助義務 (9 条) を規定し、OECD の贈賄作業部会 (Working Group on Bribery、WGB) による定期的なピアレビュー (相互審査) 制度を設けることで、各国の実施状況を継続的に監視する仕組みを整えた。

起訴猶予合意 (DPA) ——グローバルスタンダードとなった司法取引の実務

OECD 条約が「機能的同等性」を認めたことで最も効果的に機能したのが、起訴猶予合意 (Deferred Prosecution Agreement、DPA) を核とする司法取引の実務である。これは外国公務員に賄賂を提供した企業が、自己の刑事責任を認め、当局との合意に基づいて制裁金の支払い・コンプライアンス改革・外部モニター受入れに応じる代わりに、一定期間後に起訴が猶予・取り消されるという仕組みである。

米国司法省はこの DPA 実務¹を FCPA 執行の中心に据え、複数の執行当局が一つの企業に対して協調して DPA を締結し、支払われた制裁金を各国当局間で配分する「クレジット方式」

¹ 米国司法省の DPA (Deferred Prosecution Agreement : 起訴猶予合意) とは、刑事手続における企業等を対象とした起訴猶予の仕組みである。DOJ は被告人に対し略式起訴状 (Criminal Information) を裁判所に提出し、被告人

として発展させた。たとえばシーメンス事件（2008年）では米独両当局への総額約16億ドルの制裁金が、Technip FMC事件（2019年）では米国・ブラジル両当局への約2億9,500万ドルの罰金が、それぞれ複数法域の協調DPAによって解決された。IMDB事件（2020年）ではGoldman Sachsが米国を含む複数の法域の当局に対して総額約29億ドルを支払う合意に達し、金融機関がFCPA執行の対象となった事例として際立っている。

こうした実務の積み重ねが、ホワイトカラー犯罪に対処する刑事執行の国際協力の手法としてDPAをグローバルスタンダードへと押し上げた。各国の捜査当局が協力して展開してきたこの実務は、OECD条約の規定する司法共助義務を条文上の義務から「生きた現実」へと転換させた力学であった。DPAは制裁金額の柔軟な交渉を可能にする点でも重要である。禁錮刑のみでは対応しきれない法人への制裁において、巨額の制裁金（全世界年間売上高の数%に達することもある）と組み合わせたDPAは、強力な抑止効果を生み出す最も効果的なツールとして各国に普及していった。

南米における大掛かりな「洗車場作戦」事件（ブラジルPetrobrasをめぐる汚職事案）や、マレーシア政府系ファンドに関する汚職捜査に見られるように、米国の執行当局は先進国以外の地域においても各国の捜査機関と協力して腐敗慣行への刑事執行を展開できる法的環境を整えた。この枠組みの下で、OECD条約発効後のFCPA執行件数は1977年～2000年の52件から2001年～2015年の379件へと劇的に増加し、2010年には年間最高56件に達した。米国では腐敗防止実務をめぐる巨大な法律市場が形成され、ホワイトカラー犯罪の分野でこれほど大きな法実務が短期間に生まれた領域は他にないと言われる。

要するに、外国公務員贈賄防止というグローバルな公共政策の実現は、超国家的な執行機関の設立によってでも法制度の厳格な統一によってでもなく、「共通の公共政策認識と、その執行を担う法律家層が司法取引（DPA）を通じて実務レベルで協力すること」によって実現されてきた——それがアメリカの設計した国際秩序の本質である。

II アメリカの後退——トランプ政権第2期とFCPA執行の縮小

このアメリカが設計し主導してきた国際秩序が、2025年に入って根底から揺らぎ始めた。2025年2月5日、司法長官Pamela Bondiは覚書を発して、FCPA執行の優先対象を麻薬カルテルや越境犯罪組織（TCO）と結びつく事案に限定するよう指示した。続く2月10日、トランプ大統領は大統領令14209号（Executive Order 14209）に署名し、「FCPA執行の180日間の一時停止」を命じた。その趣旨は、FCPAが「米国企業の経済競争力や国家安全保障を損なう形で過度に拡大適用されている」というものであり、執行を「アメリカ・ファースト」の観点から見直すとした。

2025年6月9日、DOJは「外国腐敗行為防止法の捜査・執行に関するガイドライン」を公表して一時停止を解除したが、執行方針は大幅に狭められた。優先対象は①国家安全保障・重要インフラ関連、②米国企業の競争力阻害が明らかな事案、③TCO関連の「深刻な不正行為」に限定され、執行決定時に「米国企業の事業中断や雇用への影響」を考慮するよう明記された。これはOECD条約第5条が明示的に禁じる「経済上の国家的利益への配慮」そのものであり、条約との正面からの抵触が問われることとなった。

が違法行為に関する刑事責任を事実上承認する。その上でDOJと被告人はDPAを締結し、罰金の支払い、コンプライアンス体制の強化、捜査協力等の条件を定める。被告人が一定期間これを履行すれば起訴は取り下げられ事件が終了するが、違反すれば起訴手続が直ちに再開されることになる。日本とは異なり、起訴状を作成した上で責任を認め、司法省との和解を締結する点が最大の特徴であり、有罪判決を回避しつつ制裁と再発防止を確保する効果的な実務的ツールとなっている。

結果として、2025年のFCPA執行実績は急激に低下した。DOJの執行件数はわずか7件（うち企業対象2件）と2010年以降の最低水準となり、SECの執行はゼロ、制裁総額も約1億1,800万ドルと前年比で激減した（WilmerHale "FCPA Year-in-Review: 2025" [2026年1月]、Gibson Dunn "2025 Year-End FCPA Update" [2026年1月]による）。既存捜査の約半数が中止・終了し、複数のDPAや監視措置が早期解除された。

OECDのWGBは2025年12月の会合で「執行資源の削減とガイドラインの国家利益優先がOECD条約第5条に抵触する懸念」を正式に表明し、米国に対し2026年6月までの追加報告を求めた。Transparency Internationalも「米国執行の弱体化は国際腐敗防止の後退」と批判している。

アメリカが作り出した「真空」を埋めようとする動きは欧州で即座に現れた。2025年3月20日、英国SFO・フランスPNF・スイス連邦検察庁が「国際腐敗防止検察タスクフォース（International Anti-Corruption Prosecutorial Taskforce）」を結成し、情報共有と共同捜査の体制強化を発表した。これは「米国不在時のリーダーシップ確保」として明確に位置づけられており、従来のDOJ依存から脱却する欧州独自の枠組みの始動を意味する。

III EU 新腐敗防止指令——「欧州統一型」執行体制の確立

こうした地政学的文脈のなかで、2026年4月21日に欧州連合理事会が最終採択したEU新腐敗防止指令（Directive on combating corruption by criminal law）は、単なる法律改正にとどまらない戦略的意義を持つ。欧州議会での採決は581票賛成・21票反対・42票棄権という圧倒的な支持を得たものであり、欧州全体の政治的意思の確かさを示している。

指令が解決しようとした問題——EUの腐敗防止法制の断片化

この指令が解決しようとした問題の本質は、EUの腐敗防止法制の構造的断片化にあった。1997年のEU条約および2003年の理事会枠組み決定（Council Framework Decision 2003/568/JHA）という旧来の法制度は、EU機関職員や加盟国公務員を対象とした贈収賄を規制するものであり、外国公務員（第三国公務員）への贈賄についてはOECD条約の国内法化に委ねられ、EU独自の統一ルールは存在しなかった。

その結果、フランスのSapin II法（2016年）、英国のBribery Act（2010年）、ドイツの国内刑法というように、各国がそれぞれ異なるOECD先行型アプローチをとってきた。定義の微妙な違い、罰則水準の不均一、予防措置のばらつきは、EU単一市場内での執行格差を生み、クロスボーダー事案での捜査協力の障害となっていた。欧州委員会が2023年5月に発表した腐敗防止パッケージ（COM(2023) 234 final）は、こうした問題を「総合的な脅威」として明示的に位置づけた。ユーロバロメーター調査によれば、欧州市民の69%が自国で腐敗が蔓延していると認識し、66%が高位腐敗事件の追及が不十分だと感じていた。

指令の三本柱

第一に、腐敗犯罪の定義のEU全域での統一である。

公的部門・私的部門の贈収賄のほか、横領（misappropriation）、影響力取引（trading in influence）、司法妨害、腐敗由来の不正蓄財（illicit enrichment）、隠蔽行為、公的職務の違法行使を包括的に犯罪化する。

特に注目されるのは「公務員」（public official）概念の大幅な拡大である。EU機関職員・加盟国公務員に加え、外国公務員（外国の公的機能履行者）、国際機関・裁判所の職員、仲裁人・陪審員、さらには国有企業や民間企業が公的サービスを提供する場合の関係者までを包含するに至った。かつてのEU1997年条約がEU・加盟国内公務員に限定されていたことを思えば、その対象範囲の拡大は歴史的なものである。外国公務員への能動的贈賄（active

bribery) はもちろん、外国公務員による受領行為 (passive bribery) も明確に EU 刑事法の対象とされ、国際ビジネスにおける腐敗リスクを包括的にカバーする体制が整った。

第二に、加盟国に対する罰則の最低基準の設定である。

公的部門への贈賄 (職務違反を伴う場合) には最低 5 年の実刑が義務づけられ、その他の腐敗犯罪についても 3~4 年の最低最大刑が設定される。企業に対しては全世界売上高の 3~5% または 2,400 万~4,000 万ユーロという高水準の罰金が課され、抑止力は従来と比較にならないほど強化されている。

第三に、予防体制の義務化である。

加盟国は国家腐敗防止戦略の策定・定期的更新、腐敗リスク評価の実施、利益相反規制・政治資金透明性の確保、独立した専門機関の設置を義務づけられる。欧州反詐欺局 (OLAF)、欧州検察庁 (EPPO)、Europol・Eurojust との連携強化も明記され、クロスボーダー事案での執行格差を解消するための制度的インフラが確立される。年間の比較可能データの公開も求められており、執行の透明性と説明責任の向上が期待される。

国内法移行期限と今後の展望

指令は Official Journal (公式官報) 掲載後 20 日で発効し、加盟国は原則として 24 か月以内 (リスク評価・戦略関連は 36 か月以内) に国内法への**移行 (transposition) が求められる。フランス・ドイツが積み上げてきた OECD 先行型のベストプラクティス——AFA のような独立機関の設置、Sapin II 法のコンプライアンス義務化——が、新指令の下で EU 全域に普及していくことが期待される。英国は EU 非加盟のため指令の直接適用対象外だが、Brexit 後も OECD 条約遵守を維持しており、欧州タスクフォースの中核を担う存在として新たな協力体制の要となっている。

国際的な腐敗防止の文脈において、この指令が持つ意義は大きい。アメリカが FCPA という強力な法執行の磁場を縮小させつつある今、EU が自らの法的枠組みによって外国公務員贈賄防止を「欧州公共政策」として確立したことは、国際的な腐敗防止の重心の移動を象徴する出来事である。OECD 条約が設計した「各国が広範な執行管轄を設定して積極的に執行を行い、法律家層が DPA を通じて国際協力を実践する」という枠組みが、EU 域内においてより実効的な形で制度化されたとも言える。

IV 日本の複合的・構造的な立ち遅れ

日本の立法的選択とその含意

こうした国際的な変動の中で、日本の置かれた状況は深刻な対照をなしている。日本は 1999 年 2 月に OECD 条約を批准し (米国に次ぐ 2 番目の批准国)、同時に不正競争防止法に外国公務員贈賄罪を設けた。立法趣旨は、国内刑法の贈収賄罪が「国家法益・公務員の職務廉潔性」を保護するものであり外国公務員が対象外となるため、「事業者間の公正な競争」を目的とする不正競争防止法に位置づけるというものであった。この立法上の選択それ自体が、外国公務員贈賄防止を「経済秩序の問題」として捉え、国家的な刑事政策の中心に据えなかったことを象徴している。

日本の司法取引制度の構造的限界

日本の外国公務員贈賄罪の執行が国際水準を大きく下回り続けてきた最も深刻な構造的原因の一つは、企業自体の刑事責任を取るための仕組みが機能していないことにある。

OECD 条約が「機能的同等性」を認めた結果、米国・英国・フランスはそれぞれの法制度において、企業が自己の刑事責任を認め捜査当局と和解を締結する DPA (起訴猶予合意) の実務を発展させてきた。企業が刑事上の共犯者として認識されることで、巨額の制裁金 (全

世界売上高の数%に達する)と抜本的なコンプライアンス改革を条件とする DPA は、強力な抑止効果を発揮する。また企業側にとっても、不確実な裁判リスクを回避し捜査への協力と引き換えに制裁を軽減できるというインセンティブが機能する。

これに対して日本の 2018 年導入の協議・合意制度(いわゆる日本版司法取引)は、その設計において米国・英国の DPA と根本的に異なる。日本の制度では、被疑者・被告人が他人の犯罪事実の証拠を提供することで自己の処分を軽減してもらう「証拠提供型」の取引であり、企業が自らの刑事責任を認め制裁金・コンプライアンス改革・外部モニター受入れに合意する米国型の DPA とは根本的に構造が異なる。三菱日立パワーシステムズ(MHPS)のタイ事件(2021年)は、司法取引制度が外国公務員贈賄罪に初めて適用された事例である。

法人は捜査協力を条件に不起訴とされ、役員3名が執行猶予付き有罪判決を受けたが、企業が実際に被った打撃は株価下落・取引先離反・コンプライアンスコストの増大といった間接的なものとどまった。

これはOECD条約が目指す「効果的・比例的・抑止力ある制裁」とは程遠い水準である。企業自体が刑事責任を負い巨額制裁金を支払う DPA が機能しない限り、刑事司法に基づく抑止効果は十分に発揮されない。この構造的な欠陥こそが、日本の執行実績低迷の根本にある深刻な原因の一つである。

OECDによる評価と執行実績の低水準

OECDによるフェーズ4審査(2019年採択)は、批准から20年が経過した時点での評価として厳しい内容となった。外国公務員贈賄の疑い事案46件のうち、捜査に至ったのは30件(65%)、起訴・制裁に至ったのはわずか5件(11%)にすぎず、自然人制裁12人・法人制裁2法人という実績は、日本のGDP規模や輸出指向型の産業構造、高リスク地域(アジア・アフリカ・中東)への進出状況に照らして「著しく低水準」と断じられた。直近の統計(OECD・2026年1月公表)でも、1999年から2024年にかけての自然人制裁22人・法人制裁4法人という数字が示すとおり、低迷は続いている。

2024年の不正競争防止法改正により、刑罰は個人で10年以下の懲役・3,000万円以下の罰金、法人で10億円以下の罰金へと大幅に引き上げられ、公訴時効も7年に延長された。これはOECDの繰り返しの勧告を受けた対応として評価されるべき前進である。しかし法改正が執行実態に結びつくかどうかは、立法以外の複合的な要因にかかっている。

三つの構造的な原因

第一は、政府・立法府レベルでの認識の欠如である。

法改正の原動力がいずれもOECDの勧告への対応であり、日本政府の自律的な問題意識から生まれたものではない。フェーズ4報告書が指摘した立法上の欠陥——公訴時効の短さ、法人の国外犯への管轄権の不備、「不正な利益」の狭い解釈——が2024年の改正まで長期間放置されてきたことがその証左である。

第二は、研究者・法律家コミュニティの認識の欠如と人材不足である。

外国公務員贈賄問題は、国際私法学においても刑事法学においても等閑視されてきた。FCPAや英国Bribery Actを軸とする国際的な法執行の実務——DPAを通じた複数当局間の協調、内部調査の活用、コンプライアンス体制の整備——に精通した法律専門家が日本には決定的に不足しており、企業の海外法務を担う人材育成も追いついていない。国際的な腐敗防止執行が「共通の公共政策認識と、それを担う法律家層の実務協力」によって実現されるという構造において、日本はその「法律家層」を欠いたまま国際競争の場に立たされているのである。

第三は、刑事執行制度自体の構造的制約である。

検察主導・自白依存の捜査文化、警察の関与の薄さ、強制捜査（家宅搜索・押収）活用の限定性、法務省の事前照会による捜査の長期化、公益通報者保護の不十分さ——これらはフェーズ4報告書において「立法・運用上の欠陥」として明示的に批判されたものであり、法改正のみでは解消されない根深い課題である。

これら三つの要因——政策的意思の欠如、専門の人材の不足、制度的インフラの未整備——が複雑に絡み合うことで、法改正という制度的前進が執行の実態に結びつかないという構造的な停滞が生まれている。OECD フェーズ5 審査が予定されるなか、この状況が抜本的に改善されない限り、日本は国際的な腐敗防止の枠組みの中で執行が遅れた国として、繰り返し名指しされ続けるであろう。

V 日本企業への含意——変容した国際秩序の中で求められるコンプライアンス再設計

国際的な腐敗防止をめぐる地政学的変動は、日本企業のリスク環境を根本的に変えつつある。ここで改めて強調しなければならないのは、米国 FCPA による執行リスクが相対的に低下したからといって、日本企業が腐敗防止コンプライアンスを軽視していい理由にはまったくならないという点である。

第一に、EU の執行が強まることで欧州市場に関わる日本企業のリスクは上昇する。EU 新指令が規定する全世界売上高ベースの罰金（最大 5%または 4,000 万ユーロ）は、日本企業にとって現実の財務リスクとして具体化する。フランス・ドイツ・英国それぞれの国内法と新 EU 指令の並行遵守体制を整える必要がある。

第二に、英国 SFO・フランス PNF・スイス連邦検察庁からなる欧州タスクフォースの発足は、米国なき後の執行空白を欧州が独自に埋めようとしていることの明確なシグナルである。この三機関の協調捜査体制は、従来の DOJ 主導の枠組みとは異なる新たなリスクを生み出す。日本企業が欧州当局の捜査対象となる可能性は、FCPA リスクの低下を補って余りある水準で高まりうる。

第三に、日本国内における執行強化も現実的なリスクとして意識しなければならない。2024 年改正により「法人 10 億円罰・役員実刑」という水準が制度上確立された以上、OECD フェーズ5 審査を前に日本当局による積極的な執行が強まっていく可能性は高い。経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」（2024 年 2 月改訂版）を最低ラインとして、リスク評価・社内規程・研修・第三者管理・内部通報体制の即時見直しが求められる。

OECD 条約が設計したシステムの原理——各国が広範な執行管轄を設定し、法律家層が DPA を通じて実務協力を行うことで国際的な腐敗防止を実現する——は、その推進力がアメリカから EU へと移行しつつあるとはいえ、失われていない。むしろ EU 新指令と欧州タスクフォースの設立によって、そのシステムはより多極的・持続的な基盤を得たとも言える。

日本企業は、この変容した国際秩序の中で自らのコンプライアンスの立ち位置を根本から再設計することを迫られている。それは単なる規制対応ではなく、グローバルに事業を展開する企業として誠実なビジネスの実践にコミットするという経営の根幹に関わる課題である。

(完)：

【注記】本稿は、齋藤彰「グローバル化するビジネスと腐敗行為防止の法戦略」国際私法年報第 25 号（2023 年）、OECD 関連報告書、EU 指令文書、DOJ ガイドライン関連資料、WilmerHale・Gibson Dunn 各法律事務所の年次レビュー等に基づいて作成しました。EU 指令の確定指令番号（Official Journal 掲載後）は本稿執筆時点で未確定のため通称で記載しています。本稿は法的助言を構成するものではありません。個別の状況については専門家にご相談ください。

談ください。また、本稿の執筆にあたり、AI (Claude, Anthropic) を草稿作成・校正に活用しています。これは AI の強みを執筆のプロセスに組み入れることで、論考の質を高めることを目指した積極的な選択です。当然ながら、内容・法的分析・文責はすべて著者に帰属します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニュースレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者/アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>



齋藤 彰

One Asia Lawyers Group 顧問

弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人

大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。

akira.saito@oneasia.legal



	<p>難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー 国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。 yasuaki.nanba@oneasia.legal 06-6311-1010</p>
	<p>佐野 和樹 One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法） ミャンマー・マレーシア統括 アジアESG/SDGsプラクティスグループ 2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行うM&A Advisory Co., Ltd.で3年間勤務。2016年のOne Asia Lawyers設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。 kazuki.sano@oneasia.legal</p>